

2010年度試験対策 「高齢者に対する支援と介護保険制度」

びわこ学院大学 准教授
福祉リスクマネジメント研究所 所長
烏野猛

[試験の出題傾向]

- 高齢者福祉の制度に関する発展過程については、平成元年から現在
- 「介護予防」や「認知症ケア」「終末期ケア」「住環境」などがポイントになる
- 高齢者虐待や、高齢者への居住の安定化法などの知識

1 介護保険制度

(1) 保険者

市町村及び特別区

(2) 被保険者

被保険者の資格要件

- ・第1号被保険者 … 住所地の65歳以上の者すべて
- ・第2号被保険者 … 住所地の40歳以上65歳未満の医療保険加入者

受給権者

- ・第1号被保険者で、要介護、要支援者
- ・第2号被保険者では、老化に起因する疾病(特定疾病16種類)によって要介護、要支援となった者

(3) 要介護・要支援認定から利用まで

- ・申請 → 訪問調査(コンピューターによる判定)
- ・かかりつけ医の意見書 → 介護認定審査会による審査判定
 - 自立・要支援1～2・要介護1～5の1つに認定(3～6ヵ月ごと見直す)
 - 申請から30日以内に被保険者に通知 → 居宅サービス計画の作成
 - サービスの利用

(4) 保険料

- ・第1号被保険者—所得段階別保険料で、料率は政令で定める基準に従い、3年ごとに中間財政運営期間における収支を把握して、市町村が条例で定める。年金からの特別徴収。

- ・第2号被保険者—医療保険者が、毎年支払基金から課せられる介護納付金総額を基礎に保険料を算出し、一般保険料と合算して徴収する。
- ・利用料の負担として、サービスを受けた時に1割を負担する。

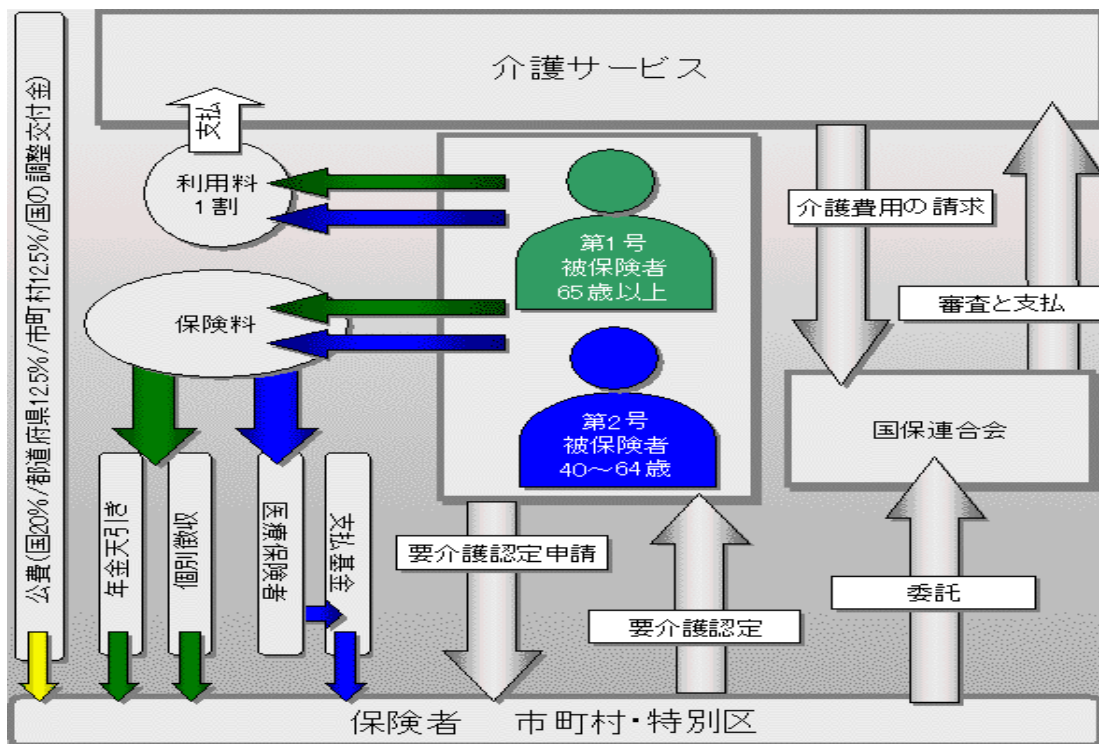
* 財源は介護費用から利用者負担を除いた給付費の1/2を公費(国20%、都道府県と市町村12.5%ずつ、国が調整交付金5%)で、残り1/2は保険料(第1号被保険者19%、第2号被保険者31%)である。

(5) 保険給付

介護給付、予防給付、市町村特別給付の3種類がある。

- ・介護給付—居宅介護サービス費、特例居宅サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護サービス費
- ・予防給付—介護給付より施設介護サービス費・特例施設介護サービスと居宅介護サービス費にある痴呆対応型共同生活介護を除いたサービス費
- ・市町村特別給付—市町村の条例による独自のサービス(第1号被保険者の保険料で賄う)
 - ・ 2005年の法改正によって、地域密着型サービスも追加

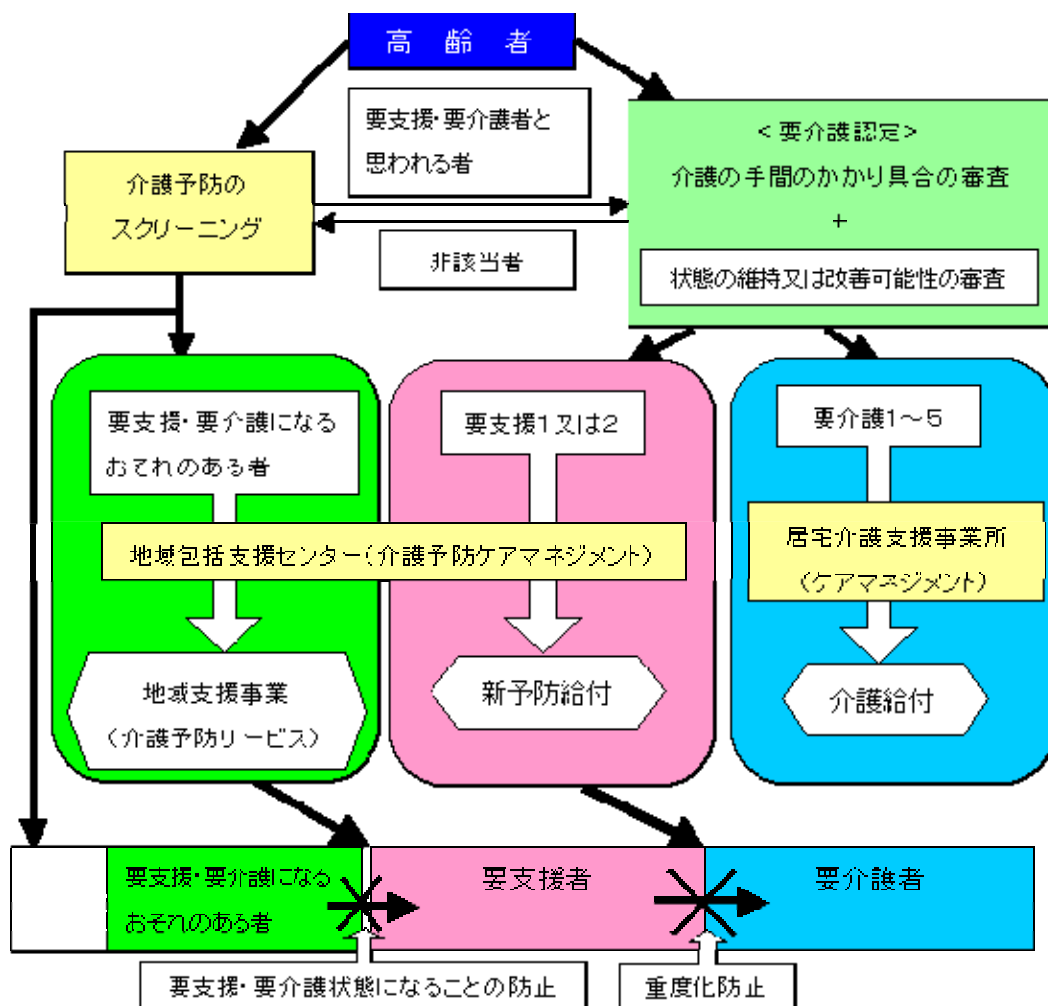
介護保険制度の概念図



2 「介護予防」と「地域支援事業」との関係と相違

(1) 「介護予防」の対象者とは誰のことで、具体的には一体何をするのか?

《予防重視型システムの概要》



主な事業内容

• (イ)介護予防事業

- 地域の高齢者のうち、要支援、要介護状態になるおそれの高い方を対象に、介護予防事業（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防・支援、認知症予防・支援、うつ予防・支援）を実施。

(ロ)包括的支援事業 —お住まいの市町村に設置されている、地域包括支援センターで実施—

介護予防ケアマネジメント事業

- 要支援、要介護状態になるおそれのある高齢者（特定高齢者）が、要支援、要介護状態になることを予防するため、心身の状況や置かれている環境に応じて、高齢者ご自身の選択に基づき、介護予防その他の事業が包括的・効率的に実施されるよう、必要な支援を行う。

総合相談支援事業

- 高齢者ご本人やご家族などからの相談を受け、問題の解決に向けた情報提供や関係機関等の紹介を行い、また、専門的な支援が必要な方については、個別の支援計画を作成し、適切なサービス等の実施につなげる。

権利擁護事業

- 高齢者の権利擁護のため、高齢者虐待への防止や成年後見制度など権利擁護を目的とするサービスや制度を活用して、高齢者が安心して生活していくことができるよう、必要な支援を行う。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状態や変化に応じて包括的・継続的に支援していくことができるよう、介護支援専門員や主治医、地域の関係機関等の連携・協働体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行う。

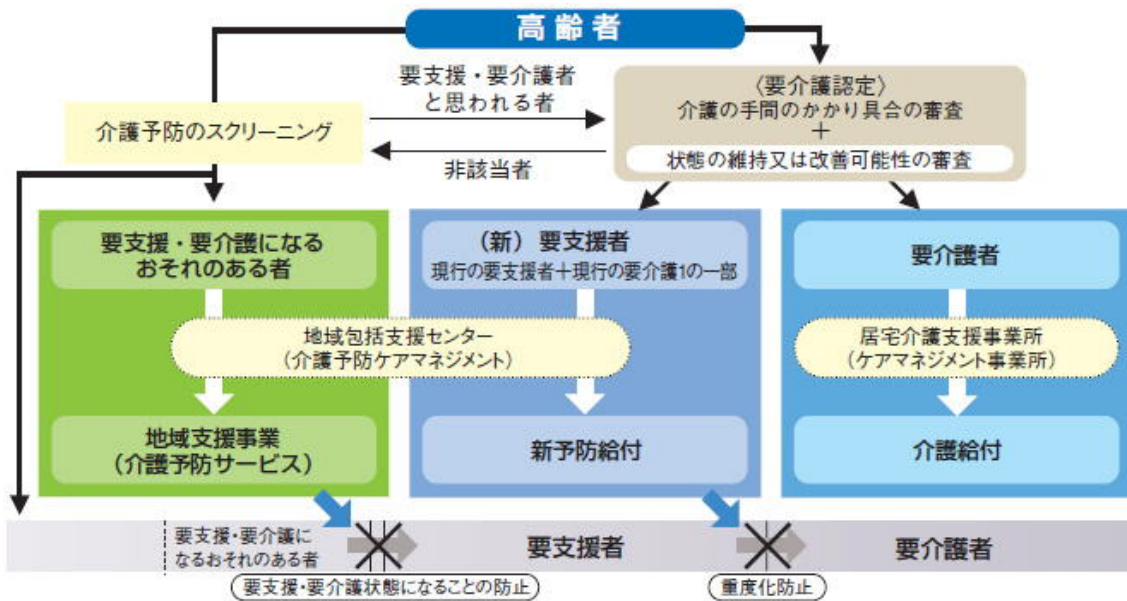
(ハ)任意事業

- 介護保険事業の安定化を図るとともに、被保険者や介護を行うご家族等に対して、地域の実情に応じた必要な支援を行う。（各市町村が、それぞれの実情に応じて事業を設定、実施。）

(2) 「地域支援事業」の対象者とは、一体誰で、そこで何をするのか？

介護予防とは、高齢者の方が在宅において自立した生活を送ることができるようにするため、

- (1) 要支援状態や要介護状態（要介護状態等）になることをできるだけ防ぐ、
- (2) 要支援状態や要介護状態になっても、それ以上状態が悪化しないよう防ぐことを目的として実施される事業のことをいいます。



従来は、「介護予防・地域支え合い事業」という補助事業の中で実施していたが、平成 18 年 4 月施行の改正介護保険法により、介護保険制度の枠組みに組み込まれ、介護認定非該当の方を対象に「地域支援事業」が、要支援認定の方を対象に「(新) 予防給付」が実施。

■■■地域支援事業について■■■

地域支援事業は、各市町村において実施される以下の3つの事業

1. 介護予防事業

特定高齢者施策

要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者の方を対象とする介護予防事業。

特定高齢者把握事業

介護予防の必要性の高い高齢者の方を生活機能評価(基本健康診査時に実施する 25 項目の基本チェックリスト)の実施や地域・関係機関からの連携により得られる情報から把握。

通所型介護予防事業

上記の把握事業により選定された方は、地域包括支援センターで介護予防ケアプランが作成され、効果があると認められる以下のプログラムが実施。

●運動器の機能向上

ストレッチングや有酸素運動、筋力向上トレーニングなど

●栄養改善

栄養改善に向けた食事計画作成のための支援や相談、助言など

●**口腔機能の向上**

口腔清掃や咀嚼(そしゃく)訓練、嚥下(えんげ)機能訓練など

※これらプログラムの実施にあたっては、介護予防ケアプランで実施方法や回数等具体的な内容が決められる。

訪問型介護予防事業

うつ・閉じこもり、認知症のおそれがある、またはその状態にあり、通所型介護予防事業の利用が困難な方が対象となる。

地域包括支援センターの保健師等が事前アセスメントを行い、生活機能評価を実施し、必要な相談・指導を行う。

特定高齢者施策評価事業

市町村の介護保険事業計画で定められた目標値に照らし、事業効果、実施量・実施率、プロセス評価を実施する。

一般高齢者施策

全高齢者を対象とする介護予防事業。

介護予防普及啓発事業

介護予防の基本的な知識を普及啓発するための事業を実施します。(パンフレットや介護予防手帳の作成・配布、講演会や介護予防教室の開催等)

地域介護予防活動支援事業

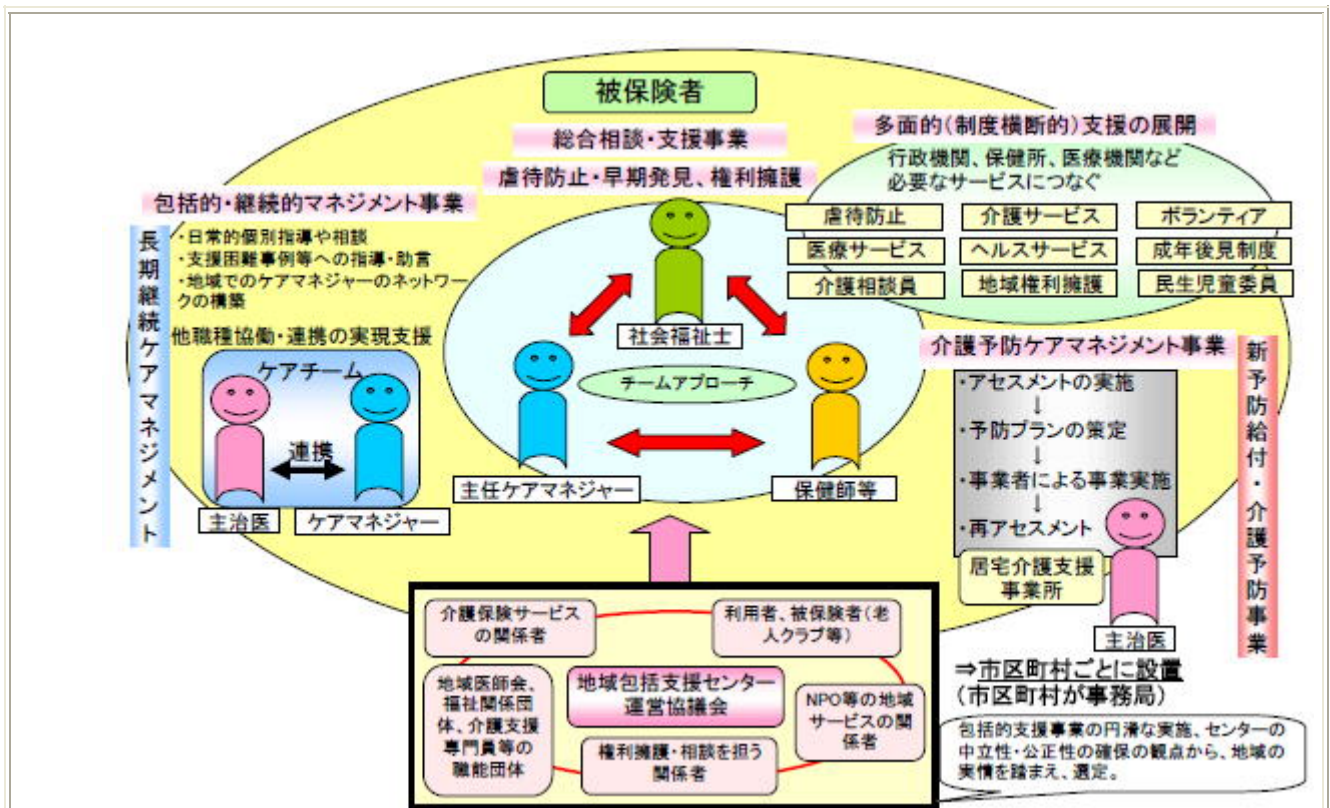
介護予防に関わるボランティア等の人材や地域活動組織の育成・支援等を実施。

一般高齢者施策評価事業

適切かつ効率的な事業を実施できたか等の評価を実施。

2. 包括的支援事業(地域包括支援センター事業)

各市町村に設置された地域包括支援センターが実施する事業。介護予防ケアマネジメントや総合相談・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業を実施。地域包括支援センターでは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種がチーム一体となってこれらの業務に当たる。



地域包括支援センターの業務イメージ

3. 任意事業

多くは平成17年度まで実施されていた「介護予防・地域支え合い事業」のメニュー事業の一部が移行してきたもの。主なものに介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業のほか、成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、地域自立生活支援事業がありますが、あくまでも実施要綱では「例示」とされており、法律の趣旨に合致する事業であれば、市町村の創意工夫により実施できるものとされている。

なお、1. 介護予防事業と2. 包括的支援事業は「必須事業」であるのに対し、この任意事業の実施は各市町村に委ねられている。

3 高齢者虐待防止法

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)

のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等(第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(1) 高齢者虐待の定義と解説

高齢者虐待とは、65歳以上の高齢者に対する「養護者(高齢者を現に養護する者)」及び「養介護施設従事者等」による次のような行為をいう。

「家庭内における高齢者虐待に関する調査(医療経済研究機構)」より

区分	法による定義	事例
身体的虐待 (暴行)	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。	・平手打ちをする ・つねる、殴る、蹴る ・無理やり食事を口に入れる ・やけどをさせる ・ベッドに縛り付ける など
養護を著しく怠ること (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。	・入浴しておらず異臭がする ・髪が伸び放題である ・水分や食事を十分に与えられていないことで、脱水症状や栄養失調の状態にある ・劣悪な住環境の中で生活させる など

心理的虐待 (心理的外傷を与えるような言動)	高齢者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	・排泄の失敗等を嘲笑する等により高齢者に恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる ・侮辱を込めて子供のように扱う ・話しかけを無視する など
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。	・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触 など
経済的虐待 (高齢者から不当に経済上の利益をえること)	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	・日常生活に必要な金銭を渡さない・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意思、利益に反して使用する など

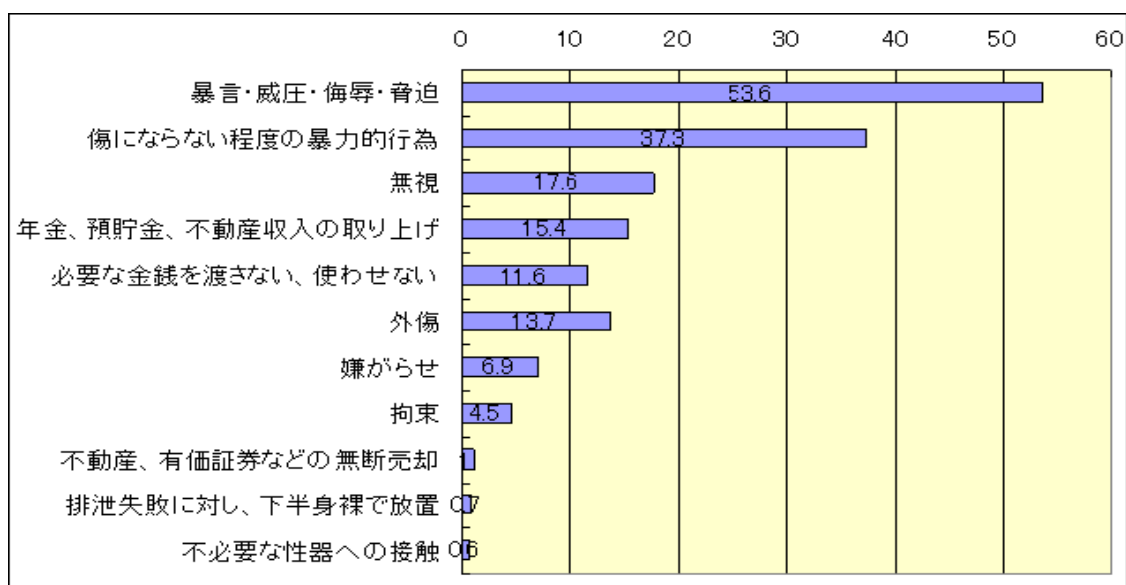
(2) 高齢者虐待の現況

「虐待の内容」(複数回答)では、「心理的虐待」が63.6%で最も多く、次いで「介護・世話の放棄・放任」が52.4%、「身体的虐待」が50.0%となっていた。

「虐待を受けている高齢者」の平均年齢は81.6歳で、約8割が75歳以上の後期高齢者で占められ、57.8%が介護・支援を必要とする認知症高齢者であった。

「虐待をしていると思われる中心的な人」は、「息子」が32.1%で最も多く、次いで「息子の配偶者(嫁)」20.6%、「配偶者」20.3%(「夫」11.8%、「妻」8.5%)、「娘」16.3%であった。

◆ 虐待の具体的内容



(3) 高齢者虐待防止法の概要

法律の目的、高齢者虐待等の定義、国等の責務

[目的]

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、

1. 高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、
2. 高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、
3. 養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資する。

[国及び地方公共団体の責務等]

国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援を行うため、

- 関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化等に努めなければならない。
- 関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

[国民の責務]

国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。